

男女共同参画社会へ向けての啓発誌

しまねの

ひととひと



特集

男女がともに支えあう21世紀のしまねをつくろう
「島根県男女共同参画計画(仮称)」
意見・愛称募集

図で見るしまねの男女共同参画の現状
～「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」から～

レポート 寧夏回族自治区婦女連合会との交流活動
こんにちは あなたの町の女性行政担当課です!

5・6
合併号
あすてらす

意見、愛称 募集

男女がともに支えあう 21世紀のしまねをつくろう

島根県男女共同参画計画 (仮称)

島根県では「島根県新女性計画(しまね女性プラン21)」(平成7～12年度)に基づき女性施策を推進していますが、現在、新しい計画となる「島根県男女共同参画計画(仮称)」を策定する準備を進めています。

家庭、地域、職場など私たちを取り巻く身近な環境の中には、「女らしさ・男らしさ」とらわれた性別役割分担や様々な場面での男性優位の社会構造など多くの課題があります。本号では、計画に県民の皆さんの声を反映させるため、その概要をご紹介します、できるだけ多くのご意見やご要望をお聴かせいただきたいと思います。

また、県民の皆さんにより親しんでいただくため、新しいプランの愛称を募集しています。

男女が個として尊重される豊かな21世紀の島根づくりを目指して、私たちひとりひとりが自分のこととして考えてみましょう。ぜひあなたのご意見をお聴かせください。

計画の枠組み

1) 策定の趣旨

少子高齢化の進展などの社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとって最重要課題となっています。

本県においても、これまでに男女共同参画社会の実現をめざして、昭和56年来、「島根県婦人行動計画」、「明日をひらくしまねの女性基本計画」、「島根県新女性計画(しまね女性プラン21)」を策定し、諸施策の推進に努めてきましたが、今なお、取り組むべき課題はたくさんあります。

こうしたことから、本県における男女共同参画社会の実現を促進するため、これまでの取組の成果と反省を十分踏まえて、今年度末で終了となる「島根県新女性計画(しまね女性プラン21)」の次期計画として、男女共同参画社会基本法に基づく新しい「島根県男女共同参画計画(仮称)」を策定するものです。

2) 計画の性格

男女共同参画社会基本法に基づき、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための施策展開の基本となるものです。県の各種計画との整合性を図るとともに、国の男女共同参画基本計画(平成12年12月策定予定)を踏まえ、施策の基本的方向とその具体策及び推進方策を示すものです。市町村に対しては、この計画を踏まえて地域の実情に応じた市町村男女共同参画計画の策定を期待するものです。

3) 計画の期間

平成13年度(2001年度)～平成22年度(2010年度)までの10年間とします。ただし、施策の基本的方向と具体策については、平成17年度(2005年度)までの5年間とし、見直しを行います。

4) 計画の基本的考え方

基本理念(計画を策定する上で基本となる考え方)

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

基本的視点(施策を展開する上で基本となる視点)

1. 人権問題としての女性問題の解決
2. 社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に敏感な視点の定着
3. 女性が力をもった存在になること(エンパワーメント)の促進
4. パートナーシップによる男女共同参画社会の実現

プランの愛称、ご意見・ご要望は、
11ページの「ハガキ」、「FAX」または「電子メール」で
平成12年12月25日(月)必着で送ってください。

お問い合わせ先 財団法人しまね女性センター みんなでつくろう県プラン担当
TEL.(08548)4-5500(代) FAX.(08548)4-5589
電子メールアドレス: asu-08@asuterasu.pref.shimane.jp

施策の基本的方向と具体策

基本目標 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革

私たちのまわりの社会制度や慣行には、性別による固定的な役割分担を前提とするものや、男女の置かれている状況などを反映して、結果として中立になっていないものが数多く残されています。

女性が性別に関わりなく、主体的に生きるための多様な選択や能力発揮を可能にするため、職場、家庭、地域など社会のあらゆる場における制度や慣行について、男女共同参画の視点に立って、男女に中立なものになるよう見直しを行う必要があります。

また、こうした社会制度や慣行は、個人の意識を背景にしていることから、あらゆる機会を捉えて、意識の改革を進める必要があります。

さらに、個人の意識や価値観の形成においては、幼少期からの教育が及ぼす影響が極めて大きいことから、家庭、学校、地域などにおいて、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

〔重点目標及び施策の基本的方向〕

- | | |
|--|------------------------|
| 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
職場、家庭、地域等における制度・慣行の見直し
男女共同参画に関わる情報の整備・提供 | 男女共同参画の視点に立った施策の策定及び実施 |
| 2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
社会のあらゆる媒体を活用した広報・啓発の推進
男女共同参画に関する法令・条約等の周知 | 全県的広がりを持った広報・啓発活動の展開 |
| 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進
多様な学習需要に対応した学習機会の提供 | 家庭・地域における男女平等教育の推進 |



基本目標 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

行政などの公的なもののみならず、企業、PTAなどの私的なものを含めて、あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることは、民主主義の観点からばかりでなく、男女共同参画社会の実現に向けた社会システムの形成という観点からも極めて重要です。

まず、県自ら、審議会等の委員、女性職員の登用など、女性の参画の拡大に努めなければなりません。

また、市町村、各種機関、企業、団体等に対しても女性の参画の拡大が図られるよう、働きかけや支援を行うとともに、社会的機運の醸成を図る必要があります。

さらに、参画促進の基盤となる女性人材の確保という観点から、積極的に女性の人材育成を図るとともに、女性人材情報の整備とその円滑な提供に努める必要があります。

〔重点目標及び施策の基本的方向〕

- | | |
|--|-------------------|
| 4 県の政策・方針決定過程への女性の参画推進
県の審議会等委員への女性の参画の推進 | 県における女性職員の登用等の促進 |
| 5 市町村・企業・団体等における取組の促進
市町村への働きかけと支援の推進 | 各種機関、団体、企業等の取組の促進 |
| 6 女性の人材育成と人材情報の整備・提供
女性の人材育成 | 女性人材情報の整備・提供 |



基本目標 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自分にあった生き方を選択できる環境づくりを進めることが重要ですが、そのためには、男女共に家庭、職場、地域において調和のとれた生活を送る必要があります。

家庭生活においては、従来から女性がその中心的役割を果たしてきましたが、女性の負担を軽減するなどして、家庭生活と働くこと、地域活動とすることなどの両立を可能にすることが求められています。また、このことは、少子化への対応の一つと考えられています。

また、女性の職場進出が進んでいますが、採用、登用、待遇などの面で男女平等とは言い難い状況があります。妊娠・出産への対応も含めて、男女に均等かつ女性の立場に立った雇用環境の整備を進める必要があります。

農林水産業や自営の商工業においても、女性は重要な役割を果たしています。女性が正当に評価されるとともに、政策・方針決定過程への参画が図られ、持てる能力を十分発揮できるようなパートナーシップを確立する必要があります。

また、高齢期の女性や障害のある女性への対応も重要です。人権を侵害されることなく、安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。

〔重点目標及び施策の基本的方向〕

- | | |
|--|---|
| 7 家庭生活と他の活動の両立支援
家庭生活、地域社会における男女共同参画の促進
多様なライフコースに対応した子育て支援対策の充実 | 育児・介護と雇用の両立及び再就職の支援
介護サービス等の充実 |
| 8 雇用の分野における男女共同参画の促進
男女に均等な雇用環境の整備
女性の職業能力の開発の推進 | 働く女性の妊娠・出産に関わる保護
多様な働き方を可能とする就業条件の整備 |
| 9 農林水産業等におけるパートナーシップの確立
あらゆる場における意識と行動の変革
女性の経済的地位の向上と就業環境の整備 | 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 |
| 10 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
高齢者の自立と社会参加の促進 | 障害のある女性の自立と社会参加の促進 |

基本目標 個人の尊厳の確立

生命、身体、精神にかかわる個人の尊厳が確立されなければ、男女がその個性と能力を發揮していくことはできません。こうしたことから、個人の尊厳の確立は、男女共同参画社会の根底をなす考え方と言えます。国連の「女性2000年会議」でも女性に対する暴力の問題がこれまで以上に重視されるなど、個人の尊厳の確立は、その重要性に対する認識が一層深まっています。

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものであり、社会的・構造的な問題と捉えて対応していく必要があります。しかし、これまでの重大性は十分認識されていない状況にあったといえます。

性的被害や家庭内暴力は、被害を公にすることに抵抗を持たれ、これまで潜在化傾向にあったことから、実態把握に努め、その対策に取り組むことにより厳正に対処するとともに、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会環境をつくる必要があります。

また、テレビや雑誌などのメディアにおける、女性の人権を侵害する表現や、女性の性的側面のみを強調する表現、固定的な性別役割分担意識を助長する表現の是正など女性の人権に配慮した取組を進める必要があります。

一方、女性はその身体に妊娠・出産のための仕組みが備わっていることから、男性とは異なる健康上の問題があります。女性の健康を考える上で、子どもを生み育てるためだけではなく、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由など、自らの性について自己決定権を持ち、生涯にわたって健康を享受することができる権利（*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の概念の浸透を図りながら、女性の生涯を通じた健康づくりを支援するための総合的な対策の推進を図る必要があります。

〔重点目標及び施策の基本的方向〕

- | | |
|--|---------------------------------|
| 11 女性に対するあらゆる暴力の根絶
暴力への厳正な対処
被害女性等に対する救済と援助 | 暴力の根絶に向けた体制の整備
暴力を防ぐ環境づくりの推進 |
| 12 メディアにおける女性の人権の尊重
メディアにおける女性の人権尊重に向けた機運の醸成 | 公的刊物における性にとられない表現の促進 |
| 13 生涯を通じた女性の健康づくりの推進
「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の浸透 | 生涯を通じた女性の健康支援の推進 |

基本目標 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で地球規模の動きが進む中、国内・県内の女性問題と国際社会の女性問題は、一層緊密に関連し、共通の基盤を持つようになってきています。

こうした中、国内的には、国際的な取組の成果や経験を積極的に生かすとともに、国際的には地球社会への貢献という視点を持つことが求められています。

このため、本県においても、国連を中心とした世界の動向を十分踏まえて、国際的視野に立った男女共同参画社会の形成を目指す必要があります。

〔重点目標及び施策の基本的方向〕

- | | |
|---|--------------|
| 14 国際社会を視野に入れた取組の推進
国際規範・基準の広報及び取り入れ | 国際交流・国際協力の推進 |
|---|--------------|

数値目標

審議会等への女性の参画率など、計画の掲げる施策のうち、数値的に目標値を定めることが可能なものについて、数値目標を掲げます。

計画の推進

県における推進体制の充実

県の組織内推進体制等の充実強化、職員研修の充実、県立女性総合センター「あすてらす」の充実、男女共同参画に関する調査研究の推進、情報の収集・円滑な提供、新しい法規の検討などを進めることで、県の推進体制の充実に努めます。

市町村との連携強化

市町村支援の強化、市町村の推進体制等の整備に向けた働きかけ、市町村男女共同参画計画の策定促進などを通して、市町村との連携の強化に努めます。

関係機関、民間団体等との連携強化

関係機関や民間団体との連携の強化を図るとともに、女性総合センターを拠点として、民間の団体やグループ等とのネットワークの形成促進に努めます。

県民への期待

計画の周知や様々な広報・啓発などを通して、県民の皆さん一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、職場、地域、学校など社会のあらゆる場において 主体的、積極的に取り組むことを期待するものです。

計画の進行管理

毎年度、具体的な施策の進捗状況を取りまとめ、成果の検討と評価を行うとともに、その結果を公表します。

図で見る しまねの男女共同参画の現状

～「男女共同参画に関する 県民の意識・実態調査」から～

島根県では、県の男女共同参画計画の策定に先駆け、今年2月に「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」を実施しました。以下はその主な結果です。

これからの男女共同参画への方向性を考えていくために、島根県における諸課題を見つめ直していきましょう。

1 性別役割分担に関する意識

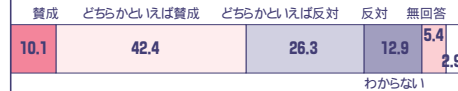
「男は仕事、女は家庭」に否定する人は増えましたが、質問を変えると根強い性別役割分担意識が見られます。

図1 性別役割等に関する意識(単位:%、n=948)

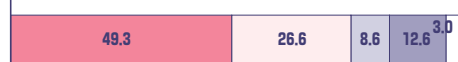
男は外で働き、女は家庭を守るべきである(今回調査)



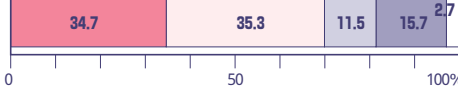
男は外で働き、女は家庭を守るべきである(H7年度調査、n=989)



女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ



子育ては、やはり母親でなくてはと思う



そう思う
どちらかといえば、そう思う
どちらかといえば、そう思わない
そう思わない
無回答

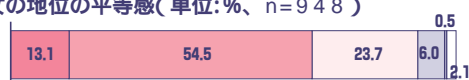
「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、今回の調査では、否定的な回答が半数を上回り、平成7年度調査よりも、性別役割分担意識が薄らいできたと言えますが、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」といった項目では、7割以上の人が肯定的な回答をしています。まだまだ性別役割分担意識が残っていると見えます。

2 男女の地位の平等感

特に「社会通念・慣習・しきたりなど」の分野では男性の方が優遇されているとの認識が強くなっています。

図2 各分野における男女の地位の平等感(単位:%、n=948)

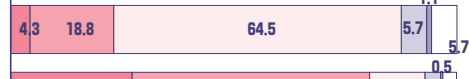
家庭生活で



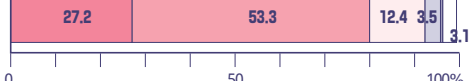
職場で



学校教育の場で



社会通念・慣習・しきたりなどで



男性の方が非常に優遇されている
どちらかといえば、男性の方が優遇されている
平等
どちらかといえば、女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている
無回答

いくつかの分野ごとに、男女の地位が平等になっていると思うか質問したところ、「平等」と回答した割合が最も高かった「学校教育の場で」を除いた全ての分野で、男性の優遇を指摘する割合の方が高くなっています。一方、女性の方が優遇されているとの認識は、どの分野でも低率となっています。

3 女性の社会参加について

9割の人が女性の社会参加の必要性を感じており、特に、公的分野への女性の社会参加が支持されています。

図3-1 女性の社会参加についての考え方(単位:%、n=948)

これからの社会では女性の社会参加を進めていく必要がある

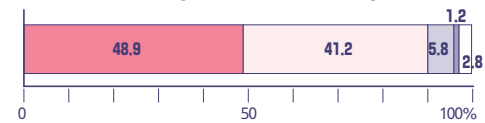
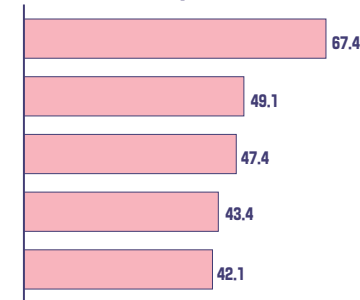


図3-2 女性の社会参加を推進すべき分野(単位:%、n=855、15項目中上位5位までを抜粋)

県議会、市町村議会
県庁、市町村の役所・役場
国会
弁護士、医師などの専門職
自治会、PTAなどの役員



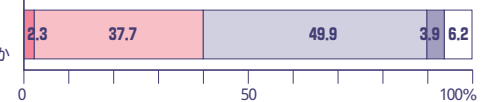
「女性の社会参加を進めていく必要がある」という考え方に賛成する人の割合は、「どちらかといえば賛成」も含めると90%以上で、ほとんどの人が支持しているといえます。
また、この考え方に賛成の人(855人)に、どういった分野での社会参加が進むべきか尋ねたところ、「県議会、市町村議会」をはじめとして公的な色合いの強い分野への参加の必要性が高く示されました。

4 女性の意見の反映度について

過半数の人が県の政策に女性の意見は反映されていないと感じ、その理由として、政策・方針決定の場に女性が少ないことが指摘されています。

図4-1 女性の意見の反映度(単位:%、n=948)

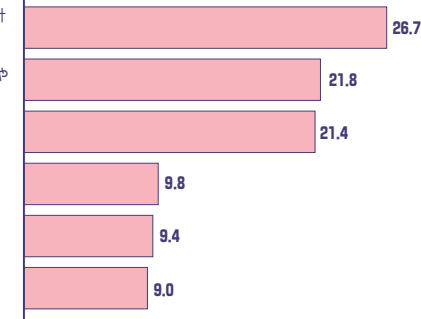
県の政策について
女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思うか



十分反映されている
ある程度反映されている
あまり反映されていない
ほとんど(全く)反映されていない
無回答

図4-2 女性の意見が反映されない理由(単位:%、n=510)

県議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないから
女性の意見や考え方にに対して県議会や行政機関の側の関心が薄いから
女性自身の関心が低いから
女性の意見や考え方が期待されていないから
県の審議会などの委員に女性が少ないから
女性からの働きかけが十分ではないから



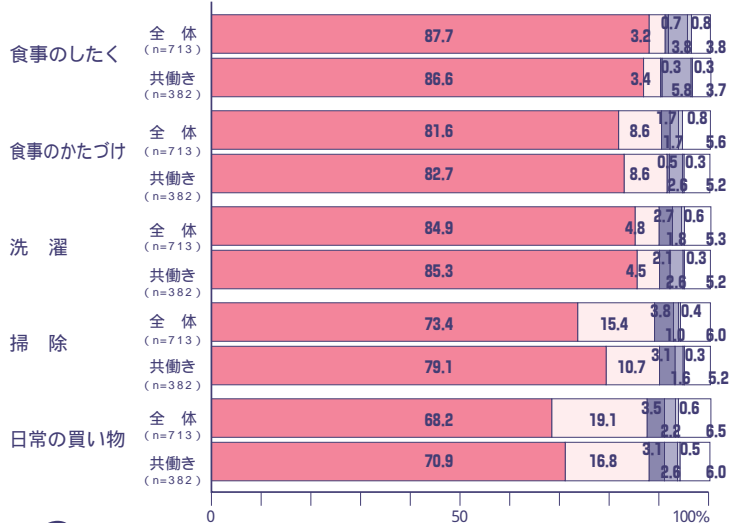
県の政策に女性の意見がどの程度反映されているかについては、過半数の53.8%が反映されていないと感じています。その理由としては、「政策・方針決定の場に女性が少ないから」を筆頭に、「女性の意見や考え方にに対して行政側の関心が薄いから」、「女性自身の関心が低いから」を支持する人が多くなっています。
これらの理由は相互に関連し合っているとも言えますから、こうした悪しき連鎖を断ち切る努力が今後一層求められるでしょう。

5 日常生活での家庭の仕事の役割分担

日常生活における家庭の仕事を担うのはほとんどが妻で、共働き夫婦の場合でも大きな差はありません。

図5 日常生活における家庭の仕事の役割分担(単位:%)

問: 現在、家庭の中で次の仕事は誰が担当しているか



妻がすることが多い
妻と夫が同じ程度分担
夫がすることが多い
主に親や子どもなど夫婦以外が該当する仕事はない
無回答

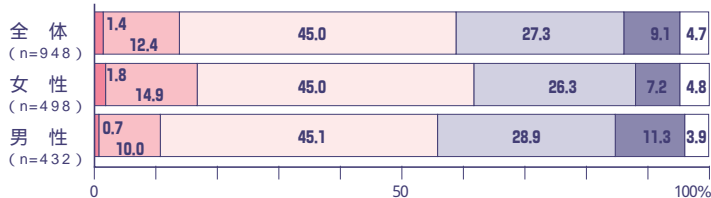
日常生活において、家庭の仕事を普段誰が担当しているかをパートナーのある人(713人)に尋ねたところ、ほとんどが「妻」で、この結果は共働き夫婦の場合でも同様です。専業主婦が就業しているかに関わらず、家庭での仕事を担わされている女性の負担感が浮き彫りになったといえるでしょう。

6 仕事と家庭・地域活動について

女性の望ましい生き方はまず「両立」で、次に「家庭・地域優先」、男性の場合は「両立」と「仕事優先」となっています。

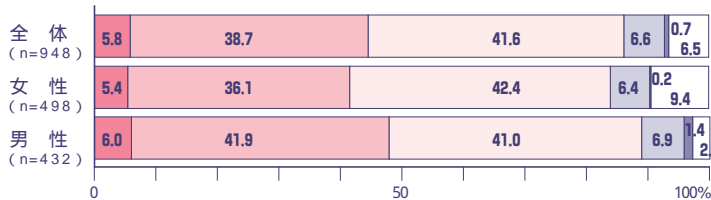
問: 仕事と、家庭生活または地域活動について、(1)女性、(2)男性、それぞれの生き方として最も望ましいと思うものはなにか

(1)図6-1 女性の仕事と家庭生活・地域活動について(単位:%)



家庭生活または地域活動が先に仕事に専念する
家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる
仕事にも携わるが、家庭生活または地域活動を優先させる
仕事優先、家庭生活または地域活動に専念する
無回答

(2)図6-2 男性の仕事と家庭生活・地域生活活動について(単位:%)



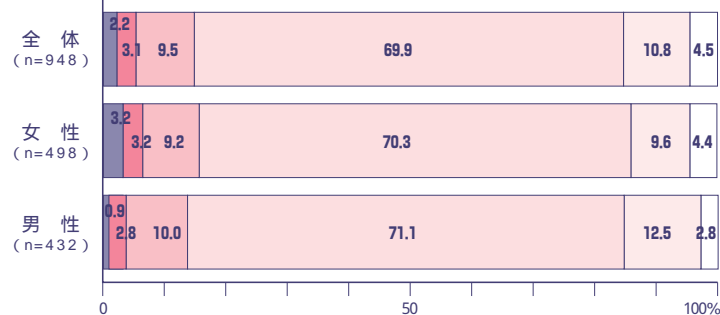
仕事と家庭生活、地域活動について、男女の望ましい両立・優先の仕方を尋ねたところ、女性、男性の生き方とも「両立」志向ではあるものの、次に高く支持されているのが、女性の生き方では「家庭・地域優先」、男性の生き方では「仕事優先」となっています。この結果から、女性はあくまで家庭・地域に、男性は仕事という軸足の置き方の違いが顕著にあらわれ、女性の社会参画、男性の家庭・地域参画が今後の課題といえるでしょう。

7 パートナーからの暴力

夫婦や恋人などパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)を見聞きしたことがある人はおよそ15%で、直接暴力を受けたことがある女性も30人に1人にのぼっています。

図7 パートナーからの暴力(単位:%)

問: 最近、夫婦や恋人などの一方が、他方からある程度継続的に身体的・心理的な暴力を受けるということが問題とされているが、このような暴力について経験したり見聞きしたことがあるか



直接暴力を受けたことがある身近に暴力を受けた当事者がいる身近に当事者はいないが、そのような暴力のうわさを耳にしたことがある
テレビや新聞などで問題になっていることは知っている
見聞きしたことはない
無回答

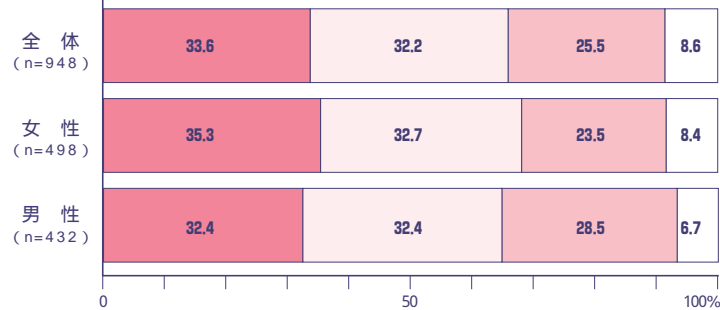
最近、社会問題として大きくとり上げられるようになってきた夫婦や恋人などパートナーからの暴力について「直接暴力を受けたことがある」(2.2%)や、「身近に暴力を受けた当事者がいる」(3.1%)といった、暴力を身近に感じさせる回答は無視できない数値になっています。早急に対策を講じる必要があるでしょう。

8 セクシュアル・ハラスメントについての考え方

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)への正しい認識は、全体の約3分の1にとどまっています。

図8 セクシュアル・ハラスメントについての考え方(単位:%)

問: セクシュアル・ハラスメントが女性の人権を傷つけるものとして問題とされているが、次の中で、最も適当だと思うものはどれか



受け手が不快に感じる性的な言動はすべてセクシュアル・ハラスメントである
性的な言動であっても、悪気がなかったり、親しみや好意の表現として行う場合は、セクシュアル・ハラスメントにはならない
両者の意思に関わりなく、「性的な関係や交際の強要」といった一定限度以上のものはセクシュアル・ハラスメントとなるなど、行為の内容によって判断される
無回答

セクシュアル・ハラスメントとは何かを選択してもらったところ、認識にはばらつきがあり、「受け手が不快に感じる性的な言動はすべてセクハラ」と正しく理解している人はわずか33.6%です。受け手の気持ちに立った、正しい認識を広めるためのより一層の啓発が求められているとします。

以上あげた結果以外にも、調査から浮かび上がってきた課題がいくつか指摘できます。(例えば、女性の就業パターン、女性が働きにくい理由、ポジティブ・アクションについての考え方、などの問題)

総括すると、女性の地位が向上してきたとはいえ、まだまだ男女平等にはいたっていないと言えるでしょう。男性も女性も協力し合っていきたいと生活できる豊かな社会を実現するためにも、この調査結果から得られた具体的な課題をぜひとも新しい県の計画に生かしていきましょう。みなさんのご意見、ご要望をお待ちしています。

調査結果の詳細をお知りになりたい方は、下記宛にご連絡をお願いします。
財団法人しまね女性センター
〒694-0064 島根県大田市大田町大田1236-4 TEL ☎(08548)4-5500(代) FAX ☎(08548)4-5589
電子メールアドレス: asu-08@asuterasu.pref.shimane.jp

寧夏回族自治区婦女連合会との交流活動

～中国女性との交流～

1997年から続けている中国寧夏回族自治区（県の姉妹提携先）との民間交流の一環として、男女共同参画について現地女性との交流を行いたいと考え、昨年度の「女性の翼」のメンバーを中心に賛同者を募ったところ、猪野団長はじめ数名の方が賛同してくださり、交流が実現しました。

8月30日には、現地で通訳等を担当してくれた寧夏大学の学生さんたちが来県し、この交流がきっかけとなり、「あすてらす」で両国の女性問題について意見交換をしました。少しずつですが、交流の輪が広がりつつあります。

県内、国内は当然のことですが、同時に世界にも目を向けつつ、男女共同参画への歩みを進めたいものです。

島根県環境生活部県民課女性政策室 玉串和代



訪問グループ
猪野郁子(島根大学教授、H11女性の翼団長)、大西俊子(島根大学教授)
神田真理子(県職員)、清水須美子(三隅町婦人会、H11女性の翼団員)
徳岡光子(元家裁調停員)、山脇里美(法人理事、H11女性の翼団員)
玉串和代(県職員、H11女性の翼副団長)
その他、民間交流団の中から6名の女性が県内より参加されました。

REPORT 2 ～寧夏への旅を終えて～

清水須美子さん 三隅町

“みんなで寧夏へ、そして砂漠に緑を”との文書を送り、即座に行こうと決め、女性政策室の玉串さんに連絡、江津市の山脇さんと不安ながらも申込み、108名の日中友好国際協力県民友好団の一員として、広大な中国の大地の一部をこの眼・この足で体験しましたが、この旅は大変意義深い旅となりました。

平成5年に島根県と寧夏回族自治区が友好協定書を締結し、緑地推進のため友好の森を設定、毎年紅なつめ・ポプラ・障子松などを植樹し、今回で3年目という偉大な事実も、今回参加して初めて知りました。

現地の女性団体との交流で、「男女共同参画は当然。」と胸をはって言う会長さんは、強く印象に残っています。料理も食あたり(?)するほど美味しくいただいたこと、明の万里の長城に登ったこと、沙湖の砂ぞりてひっくり返ったこと、青銅峽ダムの108のラム教の仏塔群や、期間中寧夏大学の日本語学科

の学生さんに大変お世話になったこと等々、思い出は尽きません。

倉井団長さんの「女性が着ている服を見て、中国がめざましく変わったことに気づく。平成5年に初めて大地を訪れた時は、女性は皆モンパ姿でしたよ。」という話には、納得しました。

昨年の女性の翼のバウ・コベンハーゲンの旅で猪野団長さんをはじめ友人の輪が出来たお陰で、私には今回の寧夏への旅があり、さらに多くの方と知り合うことが出来ました。また三隅町にも「水澄みの里・世界の翼」を体験した百人余の輪があり、韓国の元堂農協婦人部との交流があり、またくにびき学園を今年3月に卒業し、その同窓会という輪があります。私のこの小さな(?)身体の中は、パンク寸前のごとく様々な輪が重なり合っています。これらすべてが、私の大切な財産です。

今後も、すべてのチャンスを身体いっぱい受け止めて、チャレンジしていきたいと思えます。



REPORT 1 ～寧夏回族自治区婦女連合会との交流活動に参加して～ 山脇里美さん 江津市

私は、5月26日から30日までの間、島根県との姉妹提携先、中国寧夏回族自治区銀川市へ民間交流団の女性政策グループの一員として、寧夏の地を訪れました。

そしてこの旅では、寧夏回族自治区婦女連合会との交流の機会が与えられ、大変意義深い旅となりました。

当日、寧夏婦女連合会二階の一室に通された、島根大学教授猪野郁子先生をはじめとする私達島根側(女性の翼10回と8回の団員を含む)参加者12名は、寧夏婦女連合会会長をはじめとし、多数の婦女連合会員の皆様の温かい拍手でもって迎えられました。

対面式に置かれたテーブルを挟み、寧夏出身の松江市の交流員通訳を交え、「島根県との友好推進のための御来行を心からお喜び致します」との連合会長の言葉で始まりました懇談会は、緊張の中にも和やかに進められてまいりました。

まず、玉串和代女性政策室課長補佐より島根県側の親書が手渡された後、男女共同参画社会基本法が施行された今日の日本の現状や特に島根県においては「あすてらす」が活動及び施策を推進する拠点として開設され、男女共同参画社会の実現に向け大きな役割を果たしている状況について説明がなされました。

これに応え、寧夏婦女連合会の組織説明が有り、

「この組織は共産党と政府と婦人のかげ橋の組織である」とのご説明を受けました。

寧夏婦女連合会は現在“五好文明家庭”を基本理念に活動を行ない、思想の開放、仕事の開放、自立の促進、すぐれた人材を発掘、教育の援助をなされているそうです。

「農村部への働きかけは?」の質問にも、「会員達が向うき、畑の仕事が終わってから科学・文化を教育し、学校へ行けるよう指導したり、職業訓練をして技術を習得させるといった活動をしている」と、具体的に説明がありました。

男女平等についての質問には、都市部においては、ずいぶんと改善され「男女共同分担」という言葉で表現されているとの説明があり、すでに平等という概念が出来上がっているのには、私は大変驚かされてしまいました。

女性の公職参加率も35%で日本の現在20.4%という現状から言えば随分高く、平等・同権・ジェンダーフリーの進んだ様子が伺えました。そして、晩婚化や実生活での平等化等々が話題となり、時間が足りない程有意義な懇談会となりました。

思うに、何事もその国々の施策、時代背景など抜きにしては軽々に語れない面が多々ありますが、私は1995年、世界女性会議がこの国の北京で開催された理由が解るような気がしました。



「みんなでつくろう県プラン」 あなたのご意見を聞かせてください!

「島根県男女共同参画計画(仮称)」の概要に関するご意見・ご要望や愛称案を右のハガキに記入して、切手を貼らずに送ってください。

平成12年12月25日(月)必着

電子メールでも受け付けています。
メールアドレス: asu-08@asuterasu.pref.shimane.jp

「島根県男女共同参画計画(仮称)」の愛称

Blank box for entering a nickname.

「島根県男女共同参画計画(仮称)」に対する意見・要望

盛り込むべき事項を簡潔に記入してください。
(項目: 1 計画の枠組 2 基本目標 3 基本目標 4 基本目標 5 基本目標 6 基本目標 7 計画の推進)

Form for entering comments and requests, with a vertical label 'キトリ線' on the right side.

ご協力ありがとうございました。切手を貼らずにご投函ください。

こんにちは あなたの町の 女性行政担当課です!

益田市総務部企画振興課女性政策係

TEL.(0856)31-0141

FAX.(0856)23-4976

益田市の女性行政は平成10年度に総務部企画振興課に設置された女性政策係が担当をしています。設置から3年、主に男女共同参画に関する啓発事業などに取組んできました。今年度は次のような事業をしています。

「益田市男女共同参画計画」づくりをすすめています

益田市において男女共同参画がすすむための基本的な方針となる計画を作っています。市民アンケート、意見会(全4回)でのワークショップ等により市の将来像を共に考えていきます。

「益田市女性懇話会」は市政へ提言を行います

今年度は自主的に参加した会員15名により、「環境」「子ども」「男女共同参画」に取組む3つの部会で構成されています。各課題の調査や研究を行ったあと、解決策を市に提言して頂きます。「男女共同参画」のまちづくり部会では「男女間における暴力に関する調査」を行います。

男女共同参画計画に関する情報を提供しています

市民の男女共同参画に関する意識調査の結果や講演会などの情報を広報ますだ(15日号)に掲載しています。



「ディベート講座」昨年度はディベートを学ぶ連続講座を開催しました。全7回で最終回は学んだ成果として市民の前でディベートを公開しました。テーマ「女性議員を増やすために少数優遇策を採用すべきである。」と「助産婦に男性を採用すべきである」の二つでした。講座終了生はこれをきっかけに学習会など自主的に活動を続けています。

ご意見お待ちしております

E-mailアドレス masuda2@iwami.or.jp

キリトリ線

郵便はがき

6948790

料金受取人払

石見大田局
承認

29

差出有効期限
平成13年1月
31日まで

(受取人)
大田市大田町大田イ236番地4
財団法人しまね女性センター
みんなでつくる県プラン担当行



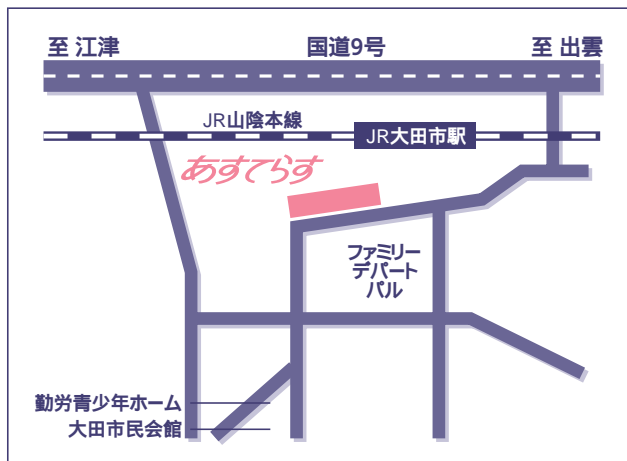
サ
ニ
タ
リ
シ
ヨ
ウ

【お詫び・訂正】

第4号で掲載した記事に誤りがありましたことを関係機関にお詫びいたします。

P7 「男女共同参画ヤングリーダー会議に参加して」の文中、総務庁は総理府の誤りです。

P8 出雲市長メールアドレス mayor@web-sanin.co.jp



島根県立女性総合センター

あすてらす

〒694-0064大田市大田町大田イ236-4(JR大田市駅西隣)

TEL:(08548)4-5500(代) FAX:(08548)4-5589

ホームページアドレス <http://www.asuterasu.pref.shimane.jp/>

利用のご案内 (誰でも気軽に利用できます!)

開館時間 / 9:00 ~ 19:00(貸し出し施設については21:00まで)

休館日 / 毎週月曜日・国民の祝日、年末年始(12月29日 ~ 1月3日)

発行 / 島根県(環境生活部県民課女性政策室)

編集 / 財団法人しまね女性センター 第5・6合併号 / 2000年11月発行

フリガナ 名前	年齢	歳代
	性別	男・女
住所		
・県内	市町村()	
・県外	都道府県名()	
職業		
	会社員・公務員(国・都道府県・市町村)・ 団体職員・農林水産業・専門職・自営・無職 その他(具体的に)	

上記の項目についてお答えいただける範囲でご記入ください。

[Back to the Top Page](#)

あすてらす